平成２３年（フ）第２５２号
石川県白山市八幡町96番地８
破産者　有限会社三興運輸
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４０７号
金沢市黒田２丁目101番地１
破産者　有限会社加越電弘社
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２０２号
三重県津市高茶屋小森町914番地　奥山様方、住民票上の住所三重県津市半田605番地６
破産者　岩脇　　**均**
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７１号
三重県亀山市加太梶ヶ坂3685番地
破産者　北口　善章
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９０号
和歌山県岩出市金池369番地の21
破産者　有限会社シィダッシュ
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第８６号
岡山市北区幸町９番21号
破産者　マーケットリサーチ株式会社
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９９号
岡山市北区駅元町15番１号
破産者　ティ・ティ・コム株式会社
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０号
岡山市北区中井町２丁目２番78号
破産者　長谷川　薫
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５１１号
福岡県福岡市南区那の川２丁目３番14号
破産者　株式会社フロイデンターク
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６６号
秋田市保戸野通町６番23号
破産者　有限会社エムズグループ
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２１１号
東京都八王子市片倉町2321番地の４
破産者　有限会社裕貴
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２１２号
東京都八王子市中野町2225―１ヴィラＡ＆Ａ１―102、住民票上の住所東京都八王子市片倉町2321番地４
破産者　中能　庄司
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４３８号
横浜市港北区綱島西２丁目11番20―403号
破産者　日隆株式会社
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４４２号
神奈川県藤沢市長後1323番地の４
破産者　有限会社カワイフラワー商会
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５９号
富山市大町137番地２
破産者　有限会社富山ライフホーム
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１１号
岐阜市東島西屋敷144番地の１
破産者　有限会社真妥夢庵
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８１３号
静岡市駿河区泉町４番26号
破産者　株式会社カンキョウ科研
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４１号
静岡市葵区籠上12番57号
破産者　有限会社三榮
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１３号
静岡市葵区羽鳥大門町１番９号
破産者　有限会社ティーエムテック
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１３号
静岡県沼津市大塚925番地の３
破産者　有限会社トウイチ
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
徳島市庄町５丁目81番地141
破産者　有限会社グロウメディア創新
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８６号
愛媛県新居浜市若水町１丁目１番13号
破産者　有限会社伊藤ゴム工業所
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部